

雇調金 5月から縮小

厚労省 日額上限1万3500円に

厚生労働省は25日、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて拡充した雇用調整助

成金の特例措置を5月から段階的に縮小していくと発表した。業績が著しく悪化した企業などは特例を維持して全額助成を維持する。

雇用調整助成金は、休業を余儀なくされた企業が従業員に休業手当を支払う際、国が費用を補填する仕組み。特例として日額上限を約8300円から1万5000円に引き上げ、助成率も大企業で2分の1から、中小企業で3分の2か

ら、最大10分の10にするなど拡充した。

5、6月は大企業、中小企業ともに原則として上限額を1万3500円にする。助成率は中小企業で最

大10分の9、大企業で最大4分の3とする。

「まん延防止等重点措置」の対象エリアで時短要請に協力した事業所や、直近3カ月の月平均の売り上げが

30%以上減った事業所には最大10分の10、上限額1万5000円を助成する。

休業手当を受け取れなかった労働者が対象の「休業支援金・給付金」は5月以降、原則として日額上限を1万1000円から9900円に引き下げる。

7月以降は、雇用調整助成金、休業支援金のいずれも、さらなる縮減を予定している。